

学校法人柴田学園役員等の報酬に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、学校法人柴田学園（以下「学園」という）の寄付行為第38条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等の支給の基準に関し、必要な事項を定めるものである。
- 2 この規程に定めのない事項については、法令並びに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは学校法人柴田学園寄付行為第5条の者をいう。
 - (2) 常勤の役員とは、原則として学園において週3日以上勤務することが常態である者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
 - (4) 非常勤の評議員とは、評議員のうち、学園の教職員でない者をいう。
 - (5) 役員等の報酬等とは、報酬、通勤手当その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
 - (6) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費等の経費をいう。

(報酬等)

- 第3条 役員及び非常勤の評議員の報酬は次のとおりである。
- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 理事長 | 月額 500,000 円 |
| (2) 常勤理事 | 月額 400,000 円 |
| (3) 非常勤理事 | 月額 30,000 円 |
| (4) 非常勤監事 | 月額 30,000 円 |
| (5) 常勤・非常勤評議員 | 無報酬 |
- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員のうち、学園の教職員で学校法人柴田学園給与規程（以下「給与規程」という）に基づき報酬等の支給を受けている者は、前項第1号から第2号に定める報酬は支給しない。
- 3 第1項第1号及び第2号の役員には、給与規程の通勤手当を支給する。

(報酬等の計算期間並びに支給日)

- 第4条 報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日までとする。
- 2 常勤の役員の報酬等は、毎月21日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合は、その前日に支給する。

(控除金)

- 第5条 報酬からは、源泉所得税、住民税ならびに社会保険料を控除するものとする。

(費用)

第6条 役員等が職務の執行に当たって生じる旅費は、学園の旅費規定に基づいて支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに役員及び非常勤の評議員に就任した者には、就任した月からの報酬等を支給する。

2 役員及び非常勤の評議員が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任した月までの報酬等を支給する。

(公表)

第8条 学園はこの規程をもって、私立学校法第63条の2第4項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則 この規程は令和元年9月1日から施行する。

附 則 この規程は令和6年4月1日から施行する。但し、学園の財政状況に鑑み、第3条にかかわらず、理事長については当分の間、3割減とする。